

〔別紙1―3〕

○ 金融商品の販売等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号）

新	旧
<p>(特定顧客) 第十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の「銀行法等の規定」とは、次に掲げるものをいう。 一 三 (略)</p> <p>四 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九 条の七の五第二項（同法第九条の九第五項又は第八項において準 用する場合を含む。）</p> <p>五 十三 (略)</p>	<p>(特定顧客) 第十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の「銀行法等の規定」とは、次に掲げるものをいう。 一 三 (略)</p> <p>四 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九 条の七の五第三項（同法第九条の九第五項又は第八項において準 用する場合を含む。）</p> <p>五 十三 (略)</p>